



子育て・教育

妊娠・出産

妊娠出産・育児

問 こども家庭センター ☎ 048-579-8033

こども家庭センター(保健センター内)

母子保健分野と児童福祉分野の2つの機能を一体化し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て支援の総合相談窓口です。

保健師や助産師、管理栄養士、家庭児童相談員、社会福祉士、保育士などが、子育てなどさまざまな相談を随時受け付けています。ひとりで悩まずにご相談ください。

対象

18歳未満の全ての子どもとそのご家族

妊娠のための支援給付事業

出産・育児用品の購入などの経済的負担を軽減するために妊娠中と出産後の2回支援給付を行います。

1回目：妊娠1人につき5万円

2回目：子ども1人につき5万円

妊娠届と母子健康手帳

妊娠したら、こども家庭センターに妊娠届を提出し「母子健康手帳」の交付を受けてください。この手帳は、妊娠婦健診、ママパパ教室、乳幼児健診、予防接種を受けるときに必ず必要です。大切に保管してください。

ママパパ教室

お母さんになる方とその家族を対象に、妊娠・出産・育児などについて学ぶ教室を開催しています。

ここにちは赤ちゃん事業(乳児産婦訪問事業)

赤ちゃんが生まれたら、助産師、保健師が家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談を行います。妊娠健康診査助成券に添付されている「出生連絡票」の提出をお願いします。

乳幼児健診

お子さんの健やかな成長のために、乳幼児健診を行います。対象者には通知します。

健診名

4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

離乳食教室(初期・中期・後期)

4～11ヶ月のお子さんとその保護者を対象に離乳食についての教室を開催しています。

産後ケア事業

産後も安心して子育てができるように心身のケアや育児のサポートを行います。

種類

宿泊型、デイサービス型、訪問型

子育てアプリ おしのこ

妊娠中の記録やお子さんの成長記録、予防接種のスケジュール管理などサポートするアプリです。

外国语でのご利用も可能で、英語、中国語、スペイン語などの12言語に対応しています。

予防接種

お子さんを病気から守るために、予防接種を行います。

不妊治療費等助成事業

不妊治療などに掛かった費用の一部を助成します。

子育て

手当・助成

問 子ども未来課

児童手当

18歳の年度末まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳以上18歳の年度末	10,000円(第3子以降は30,000円)

※第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末までです。

児童扶養手当

父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じにしていない児童を養育している方や、父または母に一定の障害のある児童を養育している方に、児童が18歳になった年の年度末まで(児童が政令で定める障害があるときは20歳まで)支給されます。ただし、申請者などが公的年金を受けることができるときは、手当額の全部または一部が支給されません。

児童扶養手当支給額(月額)

子どもの人数	月額 (全部支給)	月額(一部支給)
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人	月加算額 11,030円	11,020円～5,520円

※前年(1月から9月までの申請については前々年)の所得が一定額以上の場合には所得制限により支給されません。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

支給額 ▶1級…児童1人につき 月額56,800円
▶2級…児童1人につき 月額37,830円

ひとり親家庭等児童養育手当

父もしくは母、または父母の双方がいない義務教育就学中の児童を養育している方に支給されます。

- 支給額 ▶父もしくは母、または父母の双方が死亡した児童
1人月額6,000円
▶父母の離婚、または母が婚姻によらず出産した児童
1人月額3,000円

※前年(1月から7月までの申請については前々年)の市町村民税の所得割が課税されている場合には支給されません。

子ども医療費助成

問 子ども未来課

外来、入院ともに18歳に達する日以後最初の3月31日までの医療費(保険診療)の一部負担金を助成します。

ただし、健康保険から支給される高額療養費、附加給付金は除かれます。

手続きに必要なもの

- 対象となる子どもの健康保険資格情報が分かるもの(保険資格確認書など)
 保護者名義の預金通帳

※転入・出生日から15日以内に登録申請をしてください。
出生の場合は、保険資格の登録ができるまで日数がかかるため、先に通帳を持って登録申請をしてください。保険資格確認書などができたら、子ども未来課へ持参してください。

ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害がある家庭の親と子(18歳に達した日の属する年度の末日まで、ただし一定の障害のある子どもは20歳に達する日の前日まで)に掛かる医療費(保険診療)の一部負担金を助成します。

※外来1ヶ月・1医療機関・1人当たり1,000円、入院1日1,200円(市町村民税が課税されている場合親のみ)、および健康保険から支給される高額療養費・附加給付金は除かれます。なお、この制度は所得制限があります。

手続きに必要なもの

- 健康保険資格情報 申請者名義の預金通帳

※各家庭の状況により添付書類が異なりますので、事前に窓口へお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、主に3～5歳児の子どもの保育所、認定こども園、幼稚園などの保育料が無償になる制度です。無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なり、サービスを利用する前に市から給付認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	0～2歳児クラス			満3歳児		3～5歳児クラス		
保育の必要性	あり	なし	あり	なし	あり	なし		
住民税課税状況	非課税世帯	課税世帯	－	非課税世帯	課税世帯	－	－	
サービスの種類	保育所(認可施設)、認定こども園(保育利用)	無償	無償	利用不可	－	－	無償	利用不可
	認定こども園(教育利用)				無償		無償	
	認定こども園(教育利用)の預かり保育料	－	－	－	16,300円/月まで無償	無償化の対象外	11,300円/月まで無償	無償化の対象外
	幼稚園				25,700円/月まで無償		25,700円/月まで無償	
	幼稚園の預かり保育料				16,300円/月まで無償		11,300円/月まで無償	
	認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり	合計42,000円/月まで無償	無償化の対象外 一部無償化の対象となる場合がありますので、お問い合わせください		合計42,000円/月まで無償	無償化の対象外	合計37,000円/月まで無償	無償化の対象外

児童施設

問 子ども未来課

保育所など

市内には市立3園、私立8園の保育所、2園の認定こども園があります。また、0歳から2歳までのお子さんを保育する地域型保育事業所が5園あります。

保育所などを利用するためには、保護者が次の保育を必要とする理由のいずれかに該当し、市から保育の認定を受ける必要があります。

- ▶ 就労(月64時間以上の就労が対象)
- ▶ 妊娠・出産(出産前6週間、出産後8週間)
- ▶ 保護者の疾病・障害など
- ▶ 同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- ▶ 求職活動(施設の利用開始後、3ヶ月以内の就労が前提)
- ▶ 就学
- ▶ 育児休業取得中にすでに保育所などを利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- ▶ 災害復旧
- ▶ その他市が必要と認める場合

認可保育所(対象年齢:0歳児～5歳児)

名称	所在地	電話番号
若葉保育園	行田11-10	048-556-2797
和光保育園	佐間3-20-3	048-556-2503
白鳩保育園	駒形2-7-7	048-554-5221
ホザナ保育園	荒木1590-1	048-559-1543
太井保育園	棚田町1-58-10	048-556-5340
小羊チャイルドセンター	若小玉3547-1	048-556-7753
太田保育園	藤間510-3	048-559-3644
埼玉保育園	埼玉4595-1	048-559-2433
持田保育園	城西4-3-4	048-556-5456
長野保育園	長野1-34-5	048-553-3177
南河原保育園	南河原851	048-557-3234

※令和8年4月に埼玉4592-1へ移転予定

認定こども園(対象年齢:0歳児～5歳児)

名称	所在地	電話番号
行田こども園	荒木4961	048-557-2943
やごうこども園	谷郷2-5-1	048-554-5752

※認定こども園は、保育・教育を一体的に行う施設で、保育所と幼稚園の両方の機能を併せ持っている施設です。

地域型保育事業所(対象年齢:0歳児～2歳児)

名称	所在地	電話番号
たけのこ保育室	門井町2-17-7	048-553-0378
長澤家庭保育室	駒形2-11-11	048-554-2539
あゆみ保育園	棚田町1-50-1	048-553-5277
こどものみらい保育園	行田9-25	048-598-7035
きらめきの森保育園	渡柳563-3	048-559-1001

※令和8年4月にやなぎ幼稚園と統合し、認定こども園へ移行予定

学童保育室

保護者の就労などにより、昼間常時留守になる家庭の児童が安全で安心して過ごせる場所を提供するとともに育成支援を行っています。

名称	所在地	電話番号
忍第一学童保育室	本丸7-20	048-556-1139
忍第二学童保育室	本丸7-20	048-556-0402
南第一学童保育室	佐間1-25-4	048-556-6666
南第二学童保育室	佐間1-25-4	048-552-0577
西第一学童保育室	持田3-5-9	048-556-1143
西第二学童保育室	持田3-5-9	048-579-5347
東第一学童保育室	長野2-26-8	048-554-3750
東第二学童保育室	長野2-26-8	048-556-5231
北第一学童保育室	和田94-1	048-553-3040
北第二学童保育室	和田94-1	048-556-7219
さくら第一学童保育室	長野1880	048-552-0556
さくら第二学童保育室	長野1880	048-552-0556
太田学童保育室	小針3521	048-554-2448
泉太井第一学童保育室	持田70	048-554-5808
泉太井第二学童保育室	持田70	048-577-4947
埼玉第一学童保育室	埼玉4602	048-559-2500
埼玉第二学童保育室	埼玉4610-2	048-559-2500
南河原学童保育室	南河原782	048-557-3331
下忍学童保育室	下忍2451	048-556-8840
見沼学童保育室	荒木1606	048-557-5430

児童センター

子供たちの楽しい遊び場として、コミュニティセンターみずしろ3階に児童センターを設置しています。

所在地 本丸5-10 ☎048-554-5706

利用時間 午前10時～午後5時30分(水曜日、第3日曜日、祝日、年末年始を除く)

行田市ファミリー・サポート・センター

問 行田市社会福祉協議会(総合福祉会館「やすらぎの里」内)
☎048-550-7620

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)が会員として登録し、相互援助活動を行う組織です。

会員となる条件

- ▶ 依頼会員…市内在住・在勤の方で、生後6ヶ月以上12歳(小学6年生修了)までの児童を養育している方
- ▶ 協力会員…市内在住で、心身共に健康で保育に熱意を持っている方
- ▶ 両方会員…依頼・協力会員の条件を兼ねた方

地域子育て支援拠点

市内に7カ所ある「地域子育て支援拠点」は、子育て中の親子が触れ合うことのできる場所です。遊びたいとき、子育てが不安なとき、子育て情報を交換したいときは、親子で気軽にお越しください。

子育て支援センター

名称	曜日・時間	所在地	電話番号	備考
きっずプラザあおい	毎日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時	佐間1-11-3	048-553-5701	※火曜日は屋外公園のみ開放 ※妊娠中～就学前までの親子が対象
和(なごみ)	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) ▶午前9時～正午…遊びの広場 ▶午後1時～3時…子育て相談(面接は要予約)	佐間3-20-3 (和光保育園内)	048-553-6333	※おおむね3歳までの親子が対象

つどいの広場(おおむね3歳未満のお子さんと保護者が対象)

名称	曜日・時間	所在地	電話番号
つどいの広場はすのこ	火・木・土 午前10時～午後3時	本丸5-10 児童センター内(コミュニティセンターみずしろ3階)	048-553-2108
つどいの広場ひがし	月・水・金 午前9時～午後2時	長野2-26-8 東第二学童保育室(東小学校敷地内)	048-556-5231
つどいの広場みなみかわら	月・水・金 午前9時～午後2時	南河原2610(老人福祉センター南河原荘隣)	048-557-0977
つどいの広場さくら	月・水・金 午前9時～午後2時	長野1880 さくら第一学童保育室(桜ヶ丘小学校敷地内)	048-552-0556
つどいの広場さきたま	火・水・木 午前9時～午後2時	埼玉4602 埼玉第一学童保育室(埼玉小学校敷地内)	048-559-2500

※祝日・年末年始はお休みです。小学校の長期休業期間中は、場所が変更になる場合があります。

ショートステイ事業

生後6週間以上18歳未満のお子さんで、保護者の社会的理由(勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭への出席など)により、家庭で養育が一時的に困難な児童を預かります。

実施施設

- ▶2歳未満…長澤家庭保育室(駒形2-11-11)
📞048-554-2539
- ▶2歳以上…児童養護施設「ケヤキホーム」(真名板2027)
📞048-559-3531

入所期間

原則7日以内

費用 1日…2歳未満9,000円、2歳以上4,650円(市町村民税非課税世帯は2歳未満4,500円、2歳以上2,300円、生活保護世帯は無料)

トワイライトステイ事業

生後6週間以上18歳未満のお子さんで、保護者が残業などの理由で、家庭における児童の養育が困難となった場合、児童養護施設などで、生活指導や夕食の提供などを行います。

実施施設

- ▶2歳未満…長澤家庭保育室(駒形2-11-11)
📞048-554-2539
- ▶2歳以上…児童養護施設「ケヤキホーム」(真名板2027)
📞048-559-3531

通所期間

原則6ヶ月以内で午後10時まで

費用 1日…2歳未満2,100円、2歳以上750円(市町村民税非課税世帯は2歳未満1,000円、2歳以上370円、生活保護世帯は無料)

病児・病後児保育

乳幼児から小学6年生までの児童が病気の「回復期」または「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労などにより、家庭における育児が困難な期間、医療機関に付設された専用スペースで一時的に預かります。

実施施設 病児保育所「げんきキッズ」(小見1401-1)
📞090-8111-8751

保育期間 月～金曜日の午前8時～午後6時

費用 1日…2,000円(市町村民税非課税世帯は無料)

幼稚園

市内には、私立幼稚園が6園あります。幼稚園では、長時間保育や夏休み中の預かり保育の制度の他、未就園児を対象とした体験保育や園庭開放なども行っています。詳しくは、各幼稚園にお問い合わせください。

名称	所在地	電話番号
老本幼稚園	旭町16-38	048-553-2771
行田幼稚園	富士見町2-27-5	048-554-5169
富士見ヶ丘幼稚園	駒形1-9-7	048-556-7494
ホザナ幼稚園	本丸11-20	048-555-2301
まつたけ幼稚園	門井町2-19-9	048-554-7348
やなぎ幼稚園 ※	渡柳563-3	048-559-1001

※令和8年4月に認定こども園へ移行予定

教育・学校

小・中学校 **問 教育総務課 048-556-8311**

入学通知

問 教育総務課 048-556-8311

4月から市内の小中学校に入学するお子さんのいる家庭に対して、1月末に「入学通知書」をお送りします。なお、次の場合は教育総務課に連絡してください。

- ▶ 入学通知書が届かないとき
- ▶ 入学通知書を受け取った後に転居・転出するとき
- ▶ 国・私立小・中学校に入学するとき(進学する学校の入学承諾書を提出)
- ▶ 入学通知書の氏名・生年月日などに誤りがあるとき

小・中学校への転入または転出

○ 転入のとき

市民課へ転入届を出し、前の学校からの「在学証明書」と「教科書給与証明書」を教育総務課に持参してください。

○ 転出のとき

学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行しますので、転出先の教育委員会に提出してください。

入学前健康診断

問 教育指導課 048-556-8316

小学校就学時の健康診断は、入学前の年の10~11月に各小学校で実施しますので必ず受診してください。

教育相談

問 教育支援センター 048-556-6458

教育指導課 048-556-8316

お子さんの不安や悩み(友人関係、学校への登校、言葉・発達)など、子育て全般についての相談を受け付けています。

就学相談

お子さんの就学に際して、不安や悩みをお持ちの保護者の方を対象に、年間を通して就学についての相談を行っています。
※電話相談、面接相談とも可能です。

※相談時間は、月~金曜日(祝日は除く)の午前9時~正午、午後1時~4時となります。

適応指導教室「ウイズ」

学校に行きたくても行けない不登校傾向の子どもたちに、教育を受ける機会と場を保証し、社会的自立を支援します。

早期療育「ステップ」教室

お子さんの発達について不安なとき、専門的な知識のある指導員が相談の上、その子に合った個別の療育をすることによって、お子さんの発達を支援します。

※年長児と小学校1年生が対象です。

奨学金など **問 教育総務課 048-556-8311**

就学援助

市内の小・中学校に在籍(一部入学予定)のお子さんのいる家庭で、経済的な理由で学用品費、給食費などの負担が困難な場合に費用の一部を補助します。

奨学資金給与

行田市に6ヶ月以上居住し、高校または高等専門学校に在学している方で就学の意欲があるのに経済的な理由で就学が困難な方に対して月額10,000円を給与します。

入学準備金貸付

大学または高校への入学が確実となった方の保護者で、入学準備金の調達が困難な場合には高校(高等専門学校・専修学校を含む)20万円以内、大学(短大・専修学校を含む)30万円以内を限度として入学準備金をお貸します。

青少年

問 生涯学習課 048-556-8319

青少年教育活動

少年の主張大会やかるた大会などを通して、青少年の健全育成と体験活動の充実を図っています。また、子ども会と連携し、子ども会指導者研修会、ジュニア・リーダー研修会を実施するなど、指導者の育成にも取り組んでいます。

学校給食費

問 学校給食センター 048-553-1114

多子世帯学校給食費給付事業

多子世帯の経済負担を軽減することにより子育て支援を推進しています。次の5項目全てに該当し、3人目以降の児童生徒に関わる学校給食費で、保護者が市へ納付した額を支給しています。

- ▶ 全ての子どもに関わる学校給食費の未納がないこと
- ▶ 多子世帯(行田市立小・中学校または埼玉県立特別支援学校小・中学部に在籍している児童および生徒が3人以上いる世帯)の保護者であること
- ▶ 3人目以降の児童生徒が行田市立小・中学校に在籍していること
- ▶ 児童生徒および保護者は、市内に住所があり同居していること
- ▶ 国または地方公共団体の負担で学校給食費の補助を受けていないこと